

議案第 56 号 宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 57 号 宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

資料 2 条例改正に伴う影響（対象件数、影響額）について

1. 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応

(1) 固定資産を現に所有している者（相続人等）の申告の制度化

ア 対象件数 約 750 件/年

イ 影響額 影響なし

(2) 固定資産の使用者を所有者とみなす制度の拡大

現在のところ該当なし

2. 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等

(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し（平成 31 年度より試算）

ア 対象人数 約 550 人

イ 影響額 年間約 174 万円の減額

（内訳）

見直し内容	影響人数	影響額
婚姻歴の有(控除額 30 万円)と無(控除額無)による不公平が解消され、未婚のひとり親も控除対象者となる。	約 200 人増	約 360 万円の減額
男性のひとり親(控除額 26 万円)と女性のひとり親(控除額 30 万円)の間の不公平が解消され、男性のひとり親の控除額が 30 万円となる。	約 200 人	約 48 万円の減額
子以外の扶養親族を有する寡婦について所得制限(合計所得金額 500 万円以下)が設定され、寡婦の一部が控除対象外となる。	約 150 人減	約 234 万円の増額

(2) 個人住民税の人的非課税措置の見直し（平成 31 年度より試算）

ア 対象人数 約 100 人増

イ 影響額 年間約 248 万円の減額

（各対象者が合計所得 135 万円と想定した場合）

3. 地方法人課税

(1) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

本市には寄附の対象となる事業がないため歳入の見込みはないが、市内法人による他市への寄附により、法人市民税への影響が見込まれる。

対象件数、影響額ともに算定不能

(参考) 現行制度での適用 8 法人(平成 31 年度実績)

影響額 年間約 4 万円の減額

(2) 国税における連結納税制度の見直しに伴う対応 影響なし

4. 地方のたばこ税

(1) 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し

ア 対象本数 約 60 万本

イ 影響額 年間 87 万円の増額

※総務省 令和 2 年度地方税における税制改正による増減見込額より試算

(2) 輸出等に係る課税免除の手続きの簡素化 影響なし

5. 主な税負担軽減措置等

(1) 固定資産税等の特例措置 (影響の見込まれるもののみ)

ア 新築住宅に係る税額の減額措置の 2 年延長

・対象件数 300 棟/年×2 年=約 600 棟

・影響額 4,000 万円/年×2 年=約 8 千万円の減額

イ 新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置等の 2 年延長

・対象件数 250 棟/年×2 年=500 棟

・影響額 7,000 万円/年×2 年=約 1 億 4 千万円の減額

(2) 低未利用地の活用促進

対象件数、影響額ともに算定不能